基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十九年八月十六日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十九年九月二十日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十九年八月一日

鳥取県東伯郡北栄町東園三二三番地一

株式会社サンセキ

代表取締役　熊野　俊也

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年八月十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年八月一日

横浜市中区南仲通二丁目二一番地一

横浜振興株式会社

代表取締役　小松　俊二

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年九月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年八月一日

東京都中央区東日本橋三丁目三番七号近江会館ビル

株式会社三光通信

代表取締役　今野　茂

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年七月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、平成二十九年八月十六日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年八月一日

名古屋市名東区宝が丘二六七番地の一

星商事株式会社

代表取締役　鈴木　大介

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年八月二十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年八月一日

広島県安芸高田市吉田町常友三六四番地

株式会社広島リネンサプライ

代表取締役　澤崎　卓児

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年九月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年八月一日

福岡県宮若市竹原二三六

株式会社テクノスマイル

代表取締役　馬見塚　譲

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である岩野慎治が退任することに対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年八月一日

千葉県八千代市高津三九〇番地一七八

ホット・トリップ・カンパニー

日本における代表者　岩野　慎治

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるマイケル・ボスウッド及び平山寿宣が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年八月一日

東京都港区赤坂七丁目三番三七号青山プラース・カナダ一階

HBE Solutions LLC

日本における代表者　マイケル・ボスウッド

日本における代表者　平山　寿宣

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である井出清彦が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年八月一日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号

エムエスアールイーエフ・セブン・ジャパン・リアルティ・ホールディング・リミテッド

日本における代表者　井出　清彦

限定承認公告

本籍岩手県上閉伊郡大槌町吉里吉里一丁目四番、最後の住所宮城県仙台市若林区今泉二丁目二〇番二六号根本アパート一

被相続人　亡　佐々木謹吾

右被相続人は平成二十九年二月二十七日死亡し、その相続人は平成二十九年七月二十日仙台家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月一日

東京都豊島区長崎一―二二―一四キャラ椎名町二〇六

限定承認者　佐々木貴志

限定承認公告

本籍東京都日野市栄町二丁目一番地六、最後の住所東京都日野市栄町二丁目一番地の六

被相続人　亡　桐生　弘之

右被相続人は平成二十九年三月六日死亡し、その相続人は平成二十九年七月二十一日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月一日

東京都日野市栄町二丁目一番地の六

相続財産管理人　桐生矢寿子

限定承認公告

本籍宮崎県児湯郡新富町大字新田五五五番地、最後の住所東京都荒川区南千住七―三〇―六―二〇三

被相続人　亡　重永　逸夫

右被相続人は平成二十九年四月八日死亡し、その相続人は平成二十九年七月二十一日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月一日

福岡県鞍手郡小竹町勝野四〇〇一―八

限定承認者　山口　由美

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金十三億二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十九年五月十五日付官報の号外第一〇一号五十九頁に掲載されています。

平成二十九年八月一日

東京都新宿区四谷二丁目九番地一五あると綜合事務所内

新宿特定目的会社

取締役　池田　卓也

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を十三億九千万円減少することにいたしました。

効力発生日は平成二十九年九月四日であり、社員総会の決議は平成二十九年七月三十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十九年五月十日付官報の号外第九十八号三十二頁に掲載されています。

平成二十九年八月一日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング

新潟古町通五番町開発特定目的会社

取締役　須貝　信

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を十三億九千万円減少して、発行済み第一回優先出資第一号一万五千二百九十三口、発行済み第二回優先出資第一号六千七百七十五口、発行済み第三回優先出資第一号五千七百三十二口をそれぞれ消却することにいたしましたので、当社の第一回優先出資第一号、第二回優先出資第一号、第三回優先出資第一号にかかる各優先出資証券を保有する方は、効力発生日である平成二十九年九月四日までに当社にご提出ください。

平成二十九年八月一日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング

新潟古町通五番町開発特定目的会社

取締役　須貝　信

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　八月一日付第一六七号一六

○ページ●同日付政府調達第一四四号七二ページ

発行所　〒一〇五―八四〇五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03(3587)4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）